



資料編

○瑞穂市男女共同参画推進条例

平成22年12月17日
条例第32号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 権利侵害の禁止等（第9条・第10条）

第3章 基本的施策等（第11条—第18条）

第4章 瑞穂市男女共同参画推進審議会（第19条—第22条）

第5章 その他（第23条）

附則

我が国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、男女共同参画社会基本法の制定等、男女平等の実現に向けた取り組みが行われてきた。瑞穂市は、揖斐川、長良川が流れる自然豊かな地で、交通アクセスも良く、住宅地として発展を続けるまちであり、女性の社会進出が一層促進されつつある。本市が、さらに活力ある住みやすいまちとして発展していくために、今まで以上に男女がお互いの特性を認め合い、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮し、対等な立場で家庭、地域、学校、職場等のあらゆる社会分野に参画し、ともに人としての責任を分かち合う共同参画社会の実現を目指している。私たち市民は、「おもいやり」、「ささえあい」の精神に基づき、次世代を担う子どもたちのためにも、平和で生き生きとした夢のある社会の実現を求め、協働して男女共同参画の社会づくりを推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市と市民、市民団体、教育関係者及び事業者（以下「市民等」という。）の役割を明らかにし、市が行う男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を市と市民等がともに総合的かつ計画的に推進することにより市における男女共同参画社会を実現させることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる分野（以下「社会分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化

的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 社会分野における活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女間の格差が生じていると認められている部分について、男女のいずれか一方に積極的に機会を提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有し、勤務し、又は在学するすべての個人をいう。
- (4) 市民団体市内において自発的な社会活動を行う非営利の団体をいう。
- (5) 教育関係者 市内においてあらゆる教育及び保育に携わる者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他団体をいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又はパートナー等に対する 身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力及び当該暴力的行為に付随して生じる乳幼児又は高齢者への暴力的な行為をいう。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行により、相手方の生活環境を害し、又は当該相手方に不利益を与える行為をいう。
- (9) 協働 市と市民等が、共通の目的を達成するために、継続的で対等協力関係を形成し、それぞれが単独で行うよりもよい効果をあげるように、能力、情報等を提供し、協力し合うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女が個人として尊重され、社会分野において 性別による差別的取り扱いを受けることなく、個性と能力が十分に発揮できる機会が確保されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度及び慣行が、男女の社会活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が 確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 男女が、相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活における活動及び社会生活における活動に 対等に参画することができること。
- (5) 国際的協調 国際的な取組み及び在住外国人への理解のもとに、男女共同参画社会の形成のための取組みが行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関し、国、県及び他の地方公共団体と連携を 図るとともに、市民等との協働に努めなければならない。

3 市は、率先して男女共同参画を推進する職場として、男女がともに働きやすい職場環境の整備等に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現についての理解を深め、社会分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に努めると

ともに、当該団体の方針の決定、計画の立案等において、男女がともに参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育及び保育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育を行うように努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女が対等に参画し、能力を発揮できるよう努めなければならない。

2 事業者は、男女がともに、職業生活、家庭生活、地域生活等を両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市、市民、市民団体、教育関係者及び他の事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動に協力するよう努めなければならない。

第2章 権利侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 すべての人は、社会分野において性別による差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他人権を侵害する行為を行ってはならない。(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 市及び市民等は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、暴力的行為及び性的いやがらせを助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策等

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するにあたっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定するにあたっては、第4章に規定する瑞穂市男女共同参画推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 市長は、基本計画を変更するときは、前3項の規定に準じて手続を行うものとする。

(積極的改善措置)

第12条 市は、市のすべての委員会、審議会等における委員等を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講じて、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、あらゆる分野の意思決定の過程において、男女の参画する機会に格差が生じないよう市民等と協力し、改善に努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、かつ、実効性のあるものにするため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(広報活動等)

第14条 市は、男女共同参画の推進について市民等の理解を深めるため、広報活動

の充実その他の適切な措置を講ずるものとする。

(学習の支援等)

第15条 市は、市民等が行う男女共同参画についての関心や理解を深めるための学習を支援し、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において必要な援助ができるよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、総合的かつ効率的に推進するため、その組織の充実及び強化に努めるものとする。

2 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点機能を整備するよう努めなければならない。

(苦情、相談等への対応)

第17条 市は、市民等から市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進を阻害する行為についての苦情、意見及び相談(以下「苦情等」という。)がある場合は、これを受け付け、関係機関と連携を図り、適切な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の規定による苦情等に対し適切に対応するため必要があると認めるときは、第4章に規定する瑞穂市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

(公表) 第18条 市長は、毎年、基本計画に基づく男女共同参画推進施策の進捗状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第4章 瑞穂市男女共同参画推進審議会

(設置)

第19条 市における男女共同参画の推進に関する総合的施策その他重要事項の調査及び審議等を行うため、瑞穂市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査、審議及び答申するものとする。

(1) 基本計画の策定及び変更並びに進捗状況に関する事項

(2) 第17条の苦情等への対応に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項に関する事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の実施について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等が推薦する者

(2) 識見を有する者

(3) 公募により選任された者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員は、広く各界各年齢層の中から適切な人材を選任するよう努めるものとする。

4 委員の委嘱については、公募制度の積極的な導入を図り委員の総数の2割以上を占めるようにするものとする。ただし、公募による委員がその定数に満たない場合は、他の方法により選任できるものとする。

5 男女いずれか一方の委員の数は、総委員数の10分の4未満であってはならない。

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、会務を総理するほか、審議会の会議を招集し、その議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5章 その他

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている瑞穂市男女共同参画基本計画（平成22年3月25日策定）は、第11条に規定する基本計画とみなす。

3 この条例の施行の際現に瑞穂市男女共同参画推進審議会の委員である者は、この条例により委嘱されたものとみなし、その任期は、その残任期間とする。

○瑞穂市男女共同参画推進会議設置要綱

平成20年11月21日

訓令第13号

改正 平成21年3月26日訓令第3号

平成23年3月9日訓令第3号

平成27年3月24日訓令第4号

平成30年3月30日訓令第3号

(設置)

第1条 市における男女共同参画社会実現のための施策を総合的に企画、調整し、かつ、効果的に推進するため、瑞穂市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画基本計画の策定及び推進における関係部課間の総合調整に関すること。
- (3) 前2号のほか前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長の職にある者をもって充て、推進会議を統括する。
- 3 副会長は、企画部長の職にある者をもって充て、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、教育長及び部長職以上の職員とする。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(ワーキングチーム)

第5条 推進会議の補助及び所掌事項を円滑に推進するためワーキングチーム（以下「チーム」という。）を置く。

- 2 チームの委員は、別表に掲げる男女共同参画に関係する課の職員で関係部課長等の承諾を得て、選任された者をもって充てる。
- 3 チームは、企画部総合政策課長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 推進会議及びチームの庶務は、企画部総合政策課において行う。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進会議及びチームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日訓令第3号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月9日訓令第3号）抄
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日訓令第4号）抄
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

総合政策課、市民協働安全課、総務課、市民課、医療保険課、福祉生活課、地域福祉高
齢課、健康推進課、都市開発課、都市管理課、商工農政観光課、環境課、教育総務課、
学校教育課、幼児支援課、生涯学習課

○瑞穂市男女共同参画推進審議会委員名簿

(50音順・敬称略)

役職	氏名	所属団体等
会長	宮坂 果麻理	朝日大学
副会長	栗山 利宏	公募委員
委員	江間 安男	公募委員
	小倉 妙子	公募委員
	河村 岳昌	瑞穂市社会福祉協議会
	河村 光晴	公募委員
	小森 秀夫	瑞穂市民生委員・児童委員協議会
	近藤 奈保美	NPO 法人 キッズスクエア瑞穂
	徳田 文子	女性の会
	平田 芳子	瑞穂市人権擁護委員
	藤田 佳正	瑞穂市PTA連合会
	馬淵 一弘	瑞穂市自治会連合会
	馬淵 ひとみ	瑞穂市商工会女性部
和田 恵利子	瑞穂市福祉事務所	

任期：令和元年8月20日から令和3年8月19日まで

○男女共同参画社会基本法(抄)

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにするこ

とを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

